

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則 新旧対照表

現行	改正後
<p>(自転車駐車場の構造及び設備に関する技術的基準)</p> <p>第4条 条例第11条第1項に規定する規則で定める技術的基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自転車駐車場は、自転車駐車場以外の用途に供する部分と明確に区画して設置すること。</p> <p>(2) 自転車駐車場の出入口の構造及び設備は、次の基準に適合すること。</p> <p>ア 利用者又は居住者が容易に視認できる位置に配置すること。</p> <p>イ 自転車駐車場の周辺を通行する者が、出入りする自転車を容易に視認できる構造とすること。</p> <p>(3) 自転車駐車場における自転車の駐車の用に供する部分（以下「駐車区画」という。）の構造及び設備は、次の基準に適合すること。</p> <p>ア 平坦な場所に設置する等、自転車を安全に駐車することができる構造とすること。</p> <p>イ 自転車1台当たりの駐車区画の幅は0.5メートル以上で、かつ、奥行きは2メートル以上とすること。ただし、ラック等の特殊な器具を用いる自転車駐車場で、自転車を有効かつ安全に駐車できると市長が認めるものについては、この限りでない。</p> <p>ウ 自転車駐車場内の通路（以下「場内通路」という。）を整備する場合は、区画線の表示その他の方法により、駐車区画と場内通路を明確に区分すること。</p> <p>エ 駐車区画の出入口を、道路に接して、又はこれに相当する位置に設けないこと。ただし、条例第7条又は第8条第2項の規定により設置する自転車駐車場について、これらの位置に配置することがやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 自転車駐車場の通路の構造及び設備は、次の基準に適合すること。</p> <p>ア 場内通路及び自転車駐車場の出入口から道路に通じる通路（以下「場外通路」という。）は、段（場外通路にあっては、幅員0.3メートル以上の傾斜路を併設したものを除く。）がない等、自転車を安全かつ円滑に移動できる構造とすること。</p> <p>イ 場内通路及び場外通路の幅員は、1.5メートル以上とすること。ただし、場外通路（その構造が直線であるものに限る。）のうち、自転車を有効かつ円滑に移動できると市長が認めるものについては、その幅員を0.8メートル以上とすることができる。</p> <p>ウ 自転車駐車場を避難階以外の階に設置する場合は、傾斜路（勾配が8分の1を超えないものに限る。）、斜路付階段（階段の一部に傾斜路を設けたものをいう。以下同じ。）（勾配</p>	<p>(自転車駐車場の構造及び設備に関する技術的基準)</p> <p>第4条 条例第11条第1項に規定する規則で定める技術的基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自転車駐車場は、自転車駐車場以外の用途に供する部分と明確に区画して設置すること。</p> <p>(2) 自転車駐車場の出入口の構造及び設備は、次の基準に適合すること。</p> <p>ア 利用者又は居住者が容易に視認できる位置に配置すること。</p> <p>イ 自転車駐車場の周辺を通行する者が、出入りする自転車を容易に視認できる構造とすること。</p> <p>(3) 自転車駐車場における自転車の駐車の用に供する部分（以下「駐車区画」という。）の構造及び設備は、次の基準に適合すること。</p> <p>ア 平坦な場所に設置する等、自転車を安全に駐車することができる構造とすること。</p> <p>イ 自転車1台当たりの駐車区画の幅は0.5メートル以上で、かつ、奥行きは2メートル以上とすること。ただし、ラック等の特殊な器具を用いる自転車駐車場で、自転車を有効かつ安全に駐車できると市長が認めるものについては、この限りでない。</p> <p>ウ 自転車駐車場内の通路（以下「場内通路」という。）を整備する場合は、区画線の表示その他の方法により、駐車区画と場内通路を明確に区分すること。</p> <p>エ 駐車区画の出入口を、道路に接して、又はこれに相当する位置に設けないこと。ただし、条例第7条又は第8条第2項の規定により設置する自転車駐車場について、これらの位置に配置することがやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 自転車駐車場の通路の構造及び設備は、次の基準に適合すること。</p> <p>ア 場内通路及び自転車駐車場の出入口から道路に通じる通路（以下「場外通路」という。）は、段（場外通路にあっては、幅員0.3メートル以上の傾斜路を併設したものを除く。）がない等、自転車を安全かつ円滑に移動できる構造とすること。</p> <p>イ 場内通路及び場外通路の幅員は、1.5メートル以上とすること。ただし、場外通路（その構造が直線であるものに限る。）のうち、自転車を有効かつ円滑に移動できると市長が認めるものについては、その幅員を0.8メートル以上とすることができる。</p> <p>ウ 自転車駐車場を避難階以外の階に設置する場合は、傾斜路（勾配が8分の1を超えないものに限る。）、斜路付階段（階段の一部に傾斜路を設けたものをいう。以下同じ。）（勾配</p>

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則 新旧対照表

<p>が4分の1を超えないものに限る。)又は昇降機(籠の内法幅が0.5メートル以上で、かつ、内法奥行が2メートル以上であるものに限る。)を設置して、自転車を安全かつ円滑に移動できる構造とすること。</p> <p>エ 場内通路は、自転車の駐車方向に対して後方となる位置に、全ての駐車区画の出入口に接するように設けること。</p> <p>オ 場外通路に斜路付階段を設ける場合の斜路部分の幅員は、0.3メートル以上とすること。</p> <p>。 </p> <p>(5) 条例第4条から第7条までの規定により設置する自転車駐車場にあつては、次の基準により自転車駐車場の位置及び利用方法等の表示の設備を設置すること。</p> <p>ア 自転車駐車場の位置及び当該自転車駐車場への経路を示す表示板が施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置されていること。</p> <p>イ 自転車駐車場の設置者又は管理者の連絡先及び自転車駐車場の供用時間、自転車の駐車方向その他の利用方法を記載した表示板が自転車駐車場内に設置されていること。</p> <p>ウ 自転車駐車場の出入口付近に日本産業規格Z8210号の自転車の図記号を記載した標識が設置されていること。</p>	<p>が4分の1を超えないものに限る。)又は昇降機(籠の内法幅が0.5メートル以上で、かつ、内法奥行が2メートル以上であるものに限る。)を設置して、自転車を安全かつ円滑に移動できる構造とすること。</p> <p>エ 場内通路は、自転車の駐車方向に対して後方となる位置に、全ての駐車区画の出入口に接するように設けること。</p> <p>オ 場外通路に斜路付階段を設ける場合の斜路部分の幅員は、0.3メートル以上とすること。</p> <p>。 </p> <p>(5) 条例第4条から第7条までの規定により設置する自転車駐車場にあつては、次の基準により自転車駐車場の位置及び利用方法等の表示の設備を設置すること。</p> <p>ア 自転車駐車場の位置及び当該自転車駐車場への経路を示す表示板が施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置されていること。</p> <p>イ 自転車駐車場の設置者又は管理者の連絡先及び自転車駐車場の供用時間、自転車の駐車方向その他の利用方法を記載した表示板が自転車駐車場内に設置されていること。</p> <p>ウ 自転車駐車場の出入口付近に日本産業規格Z8210号の自転車の図記号を記載した標識が設置されていること。</p> <p>(大型自転車の駐車への配慮)</p> <p>第4条の2 附置義務規定により利用者による自転車の駐車の用に供するための自転車駐車場を設置し、又はその管理をする者は、大型自転車(普通自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第63条の3に規定する普通自転車をいう。)に比して駐車に必要な幅及び奥行き等の大きな自転車をいう。)の駐車に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
--	--